契約変更理由書

神戸市

工　事　名	須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その２）

変更後の工事概要

橋脚工　２基　　構造物撤去工　１式

契約変更の理由

・仮設工について、現場内で発生した不要な石材、殻類の運搬及び処分が増工となる。

・作業ヤード整備工について、橋脚設置後、現場内の法面で湧水が発生していることを確認したため、法面の斜面崩壊を防止するために湧水処理工が増工となる。

・その他、現地精査により数量の増減が生じる。

（公表様式第６号）